

1 施設者に関する情報

- ① 設置者の名称, 主たる事務所の所在地及び連絡先
千葉県教育委員会
〒260-8662 千葉県千葉市中央区市場町 1 - 1
- ② 法人代表者氏名
千葉県教育委員会教育長 鬼澤 佳弘
- ③ 介護福祉士養成以外の実施事業
公立の福祉系高等学校のため割愛
- ④ 財務諸表
公立の福祉系高等学校のため割愛

—

2 福祉系高等学校等に関する情報

① 名称，住所及び連絡先

千葉県立松戸向陽高等学校全日制課程福祉教養科
〒270-2223 千葉県松戸市秋山 6 8 2 番地
TEL 0 4 7 - 3 9 1 - 4 3 6 1

② 福祉系高等学校等の校長の氏名

佐久間 敦子

③ 開設年月日

平成 2 1 （ 2 0 0 9 ） 年 4 月 1 日

④ 学則等

介護福祉士国家試験受験資格取得に係る規程

1 設置目的

教育基本法，学校教育法及び建学の精神に基づき，中学校における教育の基礎の上に，心身の発達及び進路に応じて，高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。また，一人ひとりの個性の伸張と学力の向上を図り，福祉に関する専門的な知識・技術を修得させるとともに，様々な人と共に生きる豊かな心を育み，他人を思いやる心の醸成と人間的な成長を促し，現代社会に求められる有為な人材を育成することを目的とする。

2 名称

千葉県立松戸向陽高等学校福祉教養科

3 位置

千葉県松戸市秋山 682 番地

4 修業年限

全日制の課程 3 年

5 生徒定員及び学級数

1 学級 40 名，各学年 1 学級，合計 3 学級

6 教育課程及び履修方法

校則第 3 章第 6 条及び第 8 条に定めるところとする。

7 学年，学期及び休業日

校則第 2 章第 4 条及び第 5 条に定めるところとする。

8 入学時期

校則第4章第16条に定めるところとする。

9 入学資格

校則第4章第12条、第13条及び第14条に定めるところとする。

10 入学者の選考

校則第4章第15条及び千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項に定めるところとする。

11 入学手続

校則第4章第17条に定めるところとする。

12 休学、退学及び復学

校則第4章第20条、第21条、第22条、第23条及び第24条に定めるところとする。

13 学習の評価、履修・修得の認定及び卒業の認定

校則第3章第8条、第8条の2、第9条、第10条及び第11条に定めるところとする。

14 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等

校則第6章第32条、第33条、第34条、第35条及び第36条に定めるところとする。ただし、実習費については、千葉県と当該施設との委託契約によるものとする。その他、諸費は別表のとおりとする。

15 教職員組織

2教職員組織に定めるところとする。

16 賞罰

校則第7章第37条、第38条及び第39条に定めるところとする。

千葉県立松戸向陽高等学校学則

1 学校運営機構図（省略）

2 教職員の組織

（教員）

第1条 学校には、校長、教員、事務職員及びその他の職員を置く。

（職）

第2条 前条に規定する職員の職及びその職務は県立高等学校管理規則第46条によるものとする。

（校務の分掌）

第3条 調和の取れた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

2 校長は、法令及びこの規則に定めるところにより、所属職員に校務を分掌させる組織及び職員の分掌事項を定めなければならない。

第4条 学校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、司書教諭、事務主幹、事務長、副主幹、主査、副主査、主任主事、主事、学校技能員を置くものとする。

3 校務分掌

1 部

(1) 総務部

文書（職員会議録、卒業証書、賞状、校内規程、職員連絡網、住所録）

行事（入学式・卒業式・芸術鑑賞会等学校行事立案・記録、年間計画調整、
日番割振）

渉外（PTA・同窓会・地域等渉外・連絡、開かれた学校作り委員会、ミニ集会）

広報（学校要覧、学校案内、入学のしおり、広報誌、学校評価）

(2) 教務部

教務（教務日誌，朝会日誌，教育課程，教育計画，道德教育推進計画，時間割，
日課，学級編成，考查，成績処理，履修・修得・進級・卒業，入学者選抜，
生徒異動，在籍，授業公開，学校説明会，体験入学，中学校訪問，
中学生受入，学校間連携，教育実習，転入学・留学）
教科（学習指導，学習相談，学力向上，教科書，副読本）
表簿（指導要録，出席簿，教務手帳，シラバス，学習指導計画，名票，通知票）

(3) 生徒指導部

生活指導（登下校指導，校内指導，飲食・自販機利用指導，集会指導，特別指導，
遺失物，旅行届，個人写真，生徒手帳）
交通安全（交通安全計画立案，自転車指導，自転車ステッカー交付）
LHR（各学年LHR計画立案・調整，学級日誌）
生徒会（本部役員・各委員会・部・同好会指導，文化祭，体育祭，掲示物）

(4) 進路指導部

進学指導（進路指導計画立案，高大連携，進路補習，模試計画，入試指導，
進学相談，調査書業務，総合学習）
就職指導（職業指導計画立案，インターンシップ，職場開拓，求人斡旋，職場見学，
公務員試験，資格・検定，就職相談，調査書業務）

(5) 環境・健康部

施設設備・安全（施設設備管理，備品管理・保管，営繕修理，安全点検，安全教育）
美化（美化計画立案，清掃分担作成，清掃美化指導，用具整備）
防災（危機管理マニュアル・消防計画作成，避難・防災訓練立案，防災教育）
保健・相談（健康診断，救急処置，AED，衛生検査，救急用品，日本スポーツ振
興センター・学校医・保健機関連絡，保健指導，健康教育，保健・教育相談）
厚生（奨学金，生徒・職員福利厚生，飲食物選定，飲食業者・自販機業者連絡）

(6) 図書・情報部

図書（図書館管理・運営，生徒・職員図書選定・購入・整理，読書指導）
視聴覚（視聴覚機器・資料管理，視聴覚教育計画立案，視聴覚教室管理，放送）
情報管理（生徒情報一括管理）

2 職員会議（省略）

3 委員会（省略）

4 千葉県立松戸向陽高等学校校則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この校則は，県立高等学校管理規則（昭和54年千葉県教育委員会規則第1号）第2条の規定に基づき千葉県立松戸向陽高等学校（以下「学校」という。）の運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

（課程・学科及び生徒定員）

第2条 学校の課程・学科及び生徒定員は，県立高等学校管理規則別表のとおりとする。

（通学区域）

第3条 通学区域は，県立高等学校通学区域に関する規則（昭和49年千葉県教育委員会規則第9号）の定めるところによる。

第2章 学年・学期及び休業日

（学年及び学期）

第4条 学年は4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第5条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 県民の日を定める条例（昭和59年千葉県条例第3号）に規定する日
- (4) 学年始め休業日（4月1日から4月5日まで）
- (5) 夏季休業日（7月21日から8月31日まで）
- (6) 冬季休業日（12月24日から翌年1月6日まで）

(7) 学年末休業日（3月25日から3月31日まで）

(8) 臨時休業日

第3章 教育課程及び成績評価等

（教育課程）

第6条 教育課程は別表のとおりとする。

（授業時間数等）

第7条 教科・科目及び特別活動の指導時間数（以下「授業時数」という。）及び授業時間表は別に定める。

（科目及び総合的な学習の時間の履修の認定）

第8条 生徒が学校の定める指導計画に従って受けた授業時数が学年の授業時数の3分の2以上の場合（ただし、介護実習については5分の4以上の場合）、科目及び総合的な学習の時間の履修を認定する。ただし、特別の事由がある場合には、補講その他適切な指導を実施し、その時数を授業時数に算入することができる。

（単位の修得の認定）

第8条の2 前条の規定により履修を認定された科目及び総合的な学習の時間の成果が、教科及び科目の目標並びに総合的な学習の時間のねらいから見て満足できると認められる場合は、学年末において、当該科目及び総合的な学習の時間について所定の単位を修得したことを認定する。ただし、必要がある場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

2 単位の修得の認定を受けた者に対しては、請求に応じて単位修得証明書又は成績証明書を交付する。

（原級留置）

第9条 各学年の課程の修了を認めることができないと判定した生徒その他進級させることが教育上不相当であると認める生徒については、原学年に留め置くことができる。

（卒業の認定等）

第10条 所定の教育課程を修了したと認められる生徒には卒業を認定し、卒業証書（別記第1号様式）を授与する。

第11条 卒業又は修了を認定する時期は、3月とする。ただし、留学した生徒にあつては、卒業に必要な単位の修得を認定された時点とする。

第4章 入学及び退学等

（入学資格）

第12条 学校に入学（他の高等学校からの転入学を除く。以下同じ。）することのできる者は中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定（昭和21年文部省告示第58号）した者
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (5) 校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（編入学）

第13条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学することができる者は、相当年齢に達し、校長が当該

学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた者とする。

- 2 前項による認定を行うに当たっては、当該学年に在学する者に相当する程度の学力検査を行わなければならない。

(転入学の通学区域)

第 14 条 入学又は他の高等学校から転入学を志願することのできる者は、第 3 条に規定する通学区域内に居住する者及び入学又は転入学後、区域内に居住する者とする。

(志願手続)

第 15 条 入学志願者は所定の入学願書を、出身（在籍）中学校長等を経由して校長に提出しなければならない。

(入学の時期)

第 16 条 入学許可の時期は学年始めとする。

(入学の手続)

第 17 条 入学を許可された生徒の保護者は、入学の日から 7 日以内に、保証人と連署した誓約書（別記第 2 号様式）を校長に提出しなければならない。

(欠席)

第 18 条 病気その他やむを得ない事由により欠席しようとする生徒は、欠席届（別記第 3 号様式）を校長に提出しなければならない。ただし、病気のため引き続き 7 日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

(留学)

第 19 条 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、入学許可証明書等留学を証するに足る書類を添え、留学願（別記第 4 号様式）を校長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けて留学した生徒は、留学が終了したときは、留学終了届（別記第 5 号様式）を校長に提出しなければならない。
- 3 許可を受けて留学をした生徒が、外国の高等学校で履修した単位の修得の認定を希望する場合は、単位修得証明書等外国の高等学校における履修を証するに足る書類を添え、単位修得認定願（別記第 6 号様式）を校長に提出しなければならない。
- 4 許可を受けて留学した生徒が、留学の期間を変更しようとするときは、変更を証するに足る書類等を添え、留学変更願（別記第 7 号様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 5 校長は、留学の事由がなくなつたと認めたときは、当該生徒の留学を取り消すことができる。

(休学)

第 20 条 病気その他やむを得ない事由のため 3 月以上出席することができない生徒は、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、休学願（別記第 8 号様式）を校長に提出しなければならない。

- 2 休学の期間は 3 月以上 1 年以内とする。ただし、校長が必要と認めたときはその期間を延長することができる。

(休学の取消し)

第 21 条 休学の許可を受けた後 3 月までにその事由がなくなつたときは、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え、休学取消願（別記第 9 号様式）を校長に提出しなければならない。

(復学)

第 22 条 休学中の生徒が、その事由がなくなつたことにより復学しようとするときは、医師の診断書等

その事情を証するに足る書類を添え、復学願（別記第 10 号様式）を校長に提出しなければならない。ただし、休学の許可を受けた後 3 月までの間は、復学を願い出ることはできない。

- 2 休学期間の満了後 1 月を経過して、復学又は退学の手続をしない生徒については、退学を命じることができる。

（転学）

第 23 条 他の高等学校へ転学を志望する生徒は、転学願（別記第 11 号様式）を校長に提出しなければならない。

- 2 他の高等学校から転入学を志望する者は、在学証明書及び成績証明書を添え、転入学願（別記第 12 号様式）を校長に提出しなければならない。

- 3 転入学を許可された生徒については、第 17 条の規定を準用する。

（退学）

第 24 条 退学しようとする生徒は、退学願（別記第 13 号様式）を校長に提出しなければならない。

（再入学）

第 25 条 退学した者が退学後 2 年以内に再入学を願い出たときは、事由により、入学学力検査を行うことなく、退学当時の課程の原学年以下の学年に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により再入学を許可された生徒については、第 17 条の規定を準用する。

（忌引等の取り扱い）

第 26 条 生徒が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、欠席の取り扱いをしない。

- (1) 忌引
- (2) 学校保健安全法第 19 条の規定による出席停止
- (3) 暴風、こう水、火災その他非常変災による事故
- (4) 前各号に掲げるものの他、校長が必要と認める場合

- 2 前項の(1)に掲げる理由のため欠席の取り扱いをしない日数は、次に定める期間とする。ただし、葬祭のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。

- (1) 1 親等の直系尊属（父母） 7 日
- (2) 2 親等の直系尊属（祖父母） 3 日
- (3) 2 親等の傍系者（兄弟姉妹） 3 日
- (4) 3 親等の直系尊属（曾祖父母） 1 日
- (5) 3 親等の傍系尊属（伯叔父母） 1 日

- 3 忌引により欠席した生徒は、忌引届（別記第 14 号様式）を校長に提出しなければならない。

第 5 章 保護者及び保証人

（保護者及び保証人）

第 27 条 保護者は、生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者）とする。ただし、成年に達した生徒に対しては、これに準ずるものとする。

第 28 条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、学校に対して保護者とともに生徒に関する一切の責任を負うことができる者の中から、保護者が選定したものとする。

第 29 条 校長は、保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させるものとする。

第 30 条 保護者は、本人、保証人又は生徒が転居又は氏名変更した場合には、速やかに校長に届け出なければならない。

第 31 条 保護者又は保証人が変更したときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

第6章 授業料及び入学料等

(授業料等)

第32条 授業料、入学料及び入学検査料の額及び納入の時期等は、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）による。

(授業料の徴収)

第33条 留学又は休学を許可された生徒の授業料は、当該留学又は休学の期間の初日の属する月の翌月分から当該留学又は休学の期間の末日の属する月の前月分までは徴収しない。ただし、留学又は休学の期間の初日が月の初日に当たるときの当該月分及び留学又は休学の期間の末日が月の末日に当たるときの当該月分については徴収しない。

第34条 年度の中途において入学を許可された生徒の授業料は、当該入学の許可のあった日の属する月の当該月分から徴収する。

2 年度の中途において退学し、又は転学する生徒（他の千葉県内の県立高等学校に転学する生徒を除く。）の授業料は、当該退学又は転学の日の属する月の翌月分から徴収しない。

3 他の千葉県内の県立高等学校への転学を許可された生徒の授業料は、当該転学の日の前日の属する月分まで徴収する。

(滞納生徒の処置)

第35条 校長は、授業料を滞納中の生徒に対して、出席停止を命じることができる。

2 校長は、授業料の滞納が3月を超える生徒に対しては、退学を命ずることができる。

(授業料の減免)

第36条 災害、その他特別な理由により授業料の減免を申請しようとする生徒は、所定の授業料減免申請書を校長に提出しなければならない。

第7章 賞罰等

(表彰)

第37条 学業、人物その他について優秀な生徒に対しては、別に定めるところにより表彰するものとする。

(懲戒)

第38条 教育上必要がある生徒に対しては、別に定めるところにより、懲戒処分を行うものとする。

2 懲戒処分は退学、停学及び訓告とする。

(き損の弁償)

第39条 校舎及び校有物をき損し又は亡失した生徒に対しては、別に定めるところにより、その全部又は一部を弁償させるものとする。

第8章 雑則

(文書の経由)

第40条 生徒が校長に提出する文書は、すべて担任教員を経由しなければならない。

第41条 この校則施行上必要な細目並びに生徒の管理及び指導等に関する規定は校長が別に定めるところによる。

附則

この校則は平成23年4月1日から適用する。

⑤ 施設設備の概要

建 物	土地面積 (37,457㎡) 建物延面積 (12,691.05㎡)	教室等の名称	面 積	共用先	教室等の名称	面 積	共用先
		福祉教室(1)	65.98 ㎡		調理実習室	132.29㎡	普通科と共用
		福祉教室(2)	67.36 ㎡		被服実習室	130.13㎡	普通科と共用
		福祉教室(3)	67.42 ㎡		図書室	222.69 ㎡	普通科と共用
		福祉教室(4)	63.47 ㎡		多目的室(廊下)	85.77 ㎡	
		福祉教室(5)	63.54 ㎡		物品倉庫	47.53㎡	
		福祉科準備室(廊下)	63.40 ㎡		男子更衣室	14.98㎡	
		介護実習室	125.11 ㎡		女子更衣室	15.25㎡	
		入浴実習室	47.85㎡(20人ずつ使用)		和室	12.79㎡	

図書蔵書数 約210,000冊

校舎配置図（23年4月）

4階

音楽準備室	書道室	書道準備	理科講義室2 (楽器倉庫)	理科講義室1	化学準備室
音楽室		コンピュータ準備	コンピュータ室	理科準備	女便 男便
					化学実験室

3階

2年4組			2年5組			2年6組			福祉教室(2)			レススルーム①			福祉教室(3)			地学準備		
国語準備		英語準備				物理室			物理準備室			女便		男便				地学室		

2階

教務室		第2 教務 室		會議室								教育 相談		小会 議室		生物室				生物準備室					
数学準備		教具庫 印刷				便所		管理 倉庫		生徒 指導		放送		生徒 會室		女 便		男 便				進路指導室		進路 資料	

1 陪

工藝倉庫

3 養成課程に関する情報

① 養成課程の教育課程表

■教育課程 福祉教養科

□ 平成21～23年度入学者用

専門科目
専門科目
専門科目
専門科目
専門科目
専門科目
専門科目
専門科目

教科	科目	標準 単位数	1 年	2 年	3 年	単位数合計		備考
						科 目	教 科	
国 語	国 語 表 現 I	2					8	□は、1科目を選択する。 ■は、福祉の選択科目 (4単位以上)を兼ねる。 ■及び●は、介護福祉士 国家試験受験に必要な科目である。 ※「介護実習」は、教育 課程表にのみ記載される ものである。
	国 語 表 現 II	2						
	国 語 総 合	4	2	2		4		
	現 代 文 典	4		2	2	4		
	古 典 講 読	2						
地理歴史	世 界 史 A	2		2		2	5	
	世 界 史 B	4						
	日 本 史 A	2						
	日 本 史 B	4						
	地 理 A	2	3			3		
	地 理 B	4						
公 民	■ 現 代 社 会	2			2	2	2	※「保健」は、「こころ とからだの理解」で代替 する。
	倫 理	2						
	政 治 ・ 経 済	2						
数 学	数 学 基 礎	2					3	※「情報」は「福祉情報 活用」で代替する。 ※「総合的な学習の時間」 は、「介護総合演 習」で代替する。
	数 学 I	3	3			3		
	数 学 II	4						
	数 学 III	3						
	数 学 A	2						
	数 学 B	2						
	数 学 C	2						
理 科	理 科 基 礎	2			2	2	5	
	理 科 総 合 A	2						
	理 科 総 合 B	2						
	物 理 I	3						
	物 理 II	3						
	化 学 I	3						
	化 学 II	3						
	生 物 I	3		3		3		
	生 物 II	3						
	地 学 I	3						
地 学 II	3							
保健体育	体 育 健 7～8	2	2	3	7	7		
芸 術	音 楽 I	2	□②			0～2	2	
	音 楽 II	2						
	美 術 I	2	□②			0～2		
	美 術 II	2						
	書 道 I	2	□②			0～2		
	書 道 II	2						
外国語	オーラル・コミュニケーション I	2					8	
	オーラル・コミュニケーション II	4						
	英 語 I	3	4			4		
	英 語 II	4		2	2	4		
家 庭	■ 家 庭 基 礎	2	2			2	2	
	家 庭 総 合	4						
福 祉	● 社 会 福 祉 基 礎	4	2	2		4	50	
	● 介 護 福 祉 基 礎	5	2	3		5		
	● コミュニケーション技術	2		2		2		
	● 生 活 支 援 技 術	9	3	3	3	9		
	● 介 護 過 程	4			4	4		
	● 介 護 総 合 演 習	3		1	2	3		
	● 介 護 実 習	13	1	5	7	13		
	● こころとからだの理解	8	2	2	4	8		
特別活動	福 祉 情 報 活 用	2	2			2	3	
	LHR	3	1	1	1	3		
合 計			31	32	32			

- ② 定員
40名

- ③ 入学までの流れ
千葉県教育委員会ホームページを御覧ください。
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku-bunka/kyouiku/gakkou/nyuushi/index.html>

なお、本校に関する資料は、
千葉県立松戸向陽高等学校全日課程福祉教養科
〒270-2223 千葉県松戸市秋山682
電話 047（391）4361 までお願いいたします。

- ④ 費用

生徒1人あたりの負担金

費目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	合計
入学検定料	2,200				2,200
入学金	5,650				5,650
授業料	0	0	0	—	0
実習費	1,260	2,430	3,950	—	7,640
施設維持費	—	—	—	—	—
その他諸費	165,800	101,800	31,800	—	299,400
合計	174,910	104,230	35,750	—	314,890

⑤ 教員数、科目別担当教員名

必置教員 (教務に関する主任者は◎印が付いており、領域「介護」「こころとからだのしくみ」に1人以上必要な教員には、○印が付いている)	氏 名	担当科目	資格・免許
	◎ ○ 鈴木 恭太 (学科主任)	社会福祉基礎、介護福祉基礎、生活支援技術、コミュニケーション技術、介護過程、介護総合演習、介護実習(3年)、こころとからだの理解(3年)	「福祉」教員免許 介護福祉士
	須藤 文乃	社会福祉基礎、介護福祉基礎、生活支援技術、コミュニケーション技術、介護過程、介護総合演習、介護実習(3年)、こころとからだの理解(3年)	「福祉」教員免許
	横川 真宜	社会福祉基礎、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、こころとからだの理解	「福祉」教員免許 社会福祉士 介護福祉士
	○ 清水 弘恵	社会福祉基礎、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、こころとからだの理解	「福祉」教員免許 看護師 保健師
	針ヶ谷 淳	社会福祉基礎、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、こころとからだの理解	「福祉」教員免許 介護福祉士
	堀澤 佳世	社会福祉基礎、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、こころとからだの理解	「福祉」教員免許
8 その他の教員	畠山 滋	選・現代社会	「社会」教員免許
	嘉齋 尚美	選・現代社会	「社会」教員免許
	相浦 知子	選・家庭基礎	「家庭」教員免許
	石渡 あまね	選・家庭基礎	「家庭」教員免許

⑥ 使用する教材

科 目 名	教 材 名
社会福祉基礎	最新介護福祉全書 1 『人間の理解』メヂカルフレンド社 最新介護福祉全書 2 『社会の理解』メヂカルフレンド社
介護福祉基礎	介護福祉士養成講座 3 『介護の基本Ⅰ』中央法規出版 介護福祉士養成講座 4 『介護の基本Ⅱ』中央法規出版
こころとからだの理解	最新介護福祉全書 9 『発達と老化の理解』メヂカルフレンド社 最新介護福祉全書 10 『認知症の理解と介護』メヂカルフレンド社 最新介護福祉全書 11 『障害の理解』メヂカルフレンド社 最新介護福祉全書 12 『こころとからだのしくみ』メヂカルフレンド社
生活支援技術	最新介護福祉全書 5 『生活支援技術Ⅰ 基本編』メヂカルフレンド社 最新介護福祉全書 6 『生活支援技術Ⅱ 障害編』メヂカルフレンド社
介護総合演習	最新介護福祉全書 8 『介護総合演習』メヂカルフレンド社
コミュニケーション技術	最新介護福祉全書 4 『コミュニケーション技術』メヂカルフレンド社
介護過程	最新介護福祉全書 7 『介護過程』メヂカルフレンド社
介護総合演習	最新介護福祉全書 1 『人間の理解』メヂカルフレンド社

⑦ 介護実習施設等の名称、住所及び事業内容

種別及び施設名	法人又は会社名	所在地
特別養護老人ホーム 陽光苑	社会福祉法人陽光会	千葉県松戸市旭町2-238
特別養護老人ホーム ひまわりの丘	社会福祉法人松栄会	千葉県松戸市五香西5-19-8
特別養護老人ホーム マーシヒル	社会福祉法人三誠会	千葉県松戸市根木内677-2
特別養護老人ホーム 南花園	社会福祉法人貴陽福祉会	千葉県松戸市河原塚102-8
特別養護老人ホーム 松戸愛光園	社会福祉法人聖隷福祉事業団	千葉県松戸市高塚新田128-8
特別養護老人ホーム 市川あさひ荘	社会福祉法人市川朝日会	千葉県市川市 大町537
特別養護老人ホーム ナッシングホーム市川	社会福祉法人慶美会	千葉県市川市柏井町4-310
特別養護老人ホーム 清山荘	社会福祉法人慶美会	千葉県市川市柏井町4-314
特別養護老人ホーム ホワイト市川	社会福祉法人市川会	千葉県市川市高谷1854
特別養護老人ホーム 太陽と緑の家	社会福祉法人松壽会	千葉県市川市 大町552
特別養護老人ホーム やわらぎの郷	社会福祉法人幸志会	千葉県市川市大町438-2
特別養護老人ホーム 八幡苑	社会福祉法人豊珠会	千葉県柏市篠籠田 1390
特別養護老人ホーム 藤心八幡苑	社会福祉法人豊珠会	千葉県柏市藤心293-2
特別養護老人ホーム リバーパレス流山	社会福祉法人旭悠会	千葉県流山市西深井142
特別養護老人ホーム 慈祐苑	社会福祉法人慶美会	千葉県鎌ヶ谷市道野辺214-2
特別養護老人ホーム 古和釜恵の郷	社会福祉法人靖心会	千葉県船橋市古和釜町871-2
特別養護老人ホーム 南生苑	社会福祉法人南生会	千葉県船橋市古和釜町871-2
特別養護老人ホーム 船橋百寿苑	社会福祉法人修央会	千葉県船橋市古和釜町791-1
特別養護老人ホーム ワールドナッシングホーム	社会福祉法人清和会	千葉県船橋市飯山満町2-681
特別養護老人ホーム 水元園	社会福祉法人仁生社	東京都葛飾区西水元4-6-1
グループホーム しいえす幸田	有限会社カムアクロス	千葉県松戸市幸田3-15
グループホーム しいえす常盤平	有限会社カムアクロス	千葉県松戸市常盤平3-13-3
グループホーム めいと中金杉	株式会社めいとけあ	千葉県松戸市中金杉2-27
マザアスホーム だんらん松戸(グループホーム)	株式会社マザアス	千葉県松戸市小金原4-29-17
グループホーム マーガレット	株式会社コンコード	千葉県松戸市八ヶ崎5-29-16
グループホーム ユーカリ新松戸	株式会社生活介護サービス	千葉県松戸市新松戸6-186
グループホーム さくらの家東松戸	株式会社メディカル・ケア・サービス	千葉県松戸市高塚新田391-6

グループホーム あおぞら	有限会社ベル・コーポレーション	千葉県松戸市秋山４８－５
グループホーム ひなたぼっこ	有限会社パールライフ	千葉県松戸市金ヶ作字ホダシ内199-2
グループホーム さくら草	株式会社生活介護サービス	千葉県松戸市千駄堀字前新田1766-1
松戸ナッシング 行そよ風（グループホーム）	株式会社日本メディアケアサポート	千葉県松戸市常磐平５－２４－２
新松戸グループホーム	社会福祉法人八柱福祉会	千葉県松戸市新松戸北１－３－３
かがやき（グループホーム）	（ＮＰＯ）グループホームかがやき	千葉県松戸市旭町４－１１５０－３
グループホーム みくに松戸の園	株式会社みくに	千葉県松戸市栄町３－１３－２
グループホーム なかよしこよし	有限会社アートアシスト	千葉県松戸市小山９７－８
ニチイのほほえみ南柏（グループホーム）	株式会社ニチイのほほえみ	千葉県柏市富里３－３－４２
愛の家グループホーム南行徳	株式会社ゼクスコミュニティ	千葉県市川市福栄３－１５－１５
グループホーム あんよう荘	株式会社安養介護サービス	千葉県市川市南大野２－３０－１７
グループホーム 市川	株式会社市川ファーマシー	千葉県市川市須和田１－１１－１３
グループホーム さくらの家国分	株式会社メディカル・ケア・サービス	千葉県市川市国分３－１３－２
あやめデイサービスセンター	有限会社あやめ	千葉県松戸市高塚新田１１５－７７
あらかるとデイサービスセンター	ＮＰＯ法人生活支援センターあらかると	千葉県松戸市新松戸７－２１４
エル・デイサービスセンターときわ平	株式会社 エルケア	千葉県松戸市常磐平３－２１－１１
ケアステーション 明星	有限会社ちいきのわ	千葉県松戸市稔台１－１２－１１
宅老所・デイサービスひぐらしのいえ	有限会社プラン・ウエスト	千葉県松戸市八ヶ崎３－６０－１０
ツクイ大橋夏莉（通所介護サービス）	株式会社ツクイ	千葉県松戸市大橋４４４－１
デイサービス・わいっぴい豊夢北松戸	有限会社 元気介護	千葉県松戸市北松戸１－９－２
デイサービス絆	株式会社ゆりの木	千葉県松戸市久保平賀２４１－８
デイサービス せらび小金原	株式会社ＪＣＬサービス	千葉県松戸市二ツ木二葉町205-8-1
デイサービスセンター なでしこ	社会福祉法人馬橋福祉会	千葉県松戸市馬橋１４３５－８
デイサービスセンター あすなろ	社会福祉法人高木福祉会	千葉県松戸市金ヶ作１３８
デイサービス まばし	有限会社カット	千葉県松戸市馬橋 1898コーポ馬橋102
常磐平デイサービスセンター	医療法人 社団ときわ会	千葉県松戸市常磐平７－５－１０
ヒューマンライフ あじさいの湯（デイサービス）	ヒューマンリソシア株式会社	千葉県松戸市上本郷２１１３－２
ふらわーはうす（デイサービス）	有限会社 フラワー介護サービス	千葉県松戸市栄町６－４４３－９
松戸地域福祉事業所 デイサービスあじさい	企業組合 労協センター事業団	千葉県松戸市金ヶ作２０３
妙樹デイサービス	有限会社 ＩＮＣ	千葉県松戸市小山４０７－５

明尽苑デイサービスセンター	社会福祉法人聖心会	千葉県松戸市金ヶ作296-1
デイサービス ふらわーはうす西の家	有限会社フラワー介護サービス	千葉県松戸市栄町西 3-1004-4
介護老人保健施設 東京おりふ苑	医療法人 閑谷会	千葉県松戸市金ヶ作276-28
老人保健施設 千の星・松戸	医療法人社団 踏青会会	千葉県松戸市串崎新田189-4
介護老人保健施設 栗ヶ沢デイホーム	医療法人社団 弥生会	千葉県松戸市栗ヶ沢789-33
介護老人保健施設 ヴィラ大森	医療法人社団千葉医心会	千葉県印西市大森2218-1
介護老人保健施設 葵の園・柏	医療法人社団 葵会	千葉県柏市松ヶ崎897-1
介護老人保健施設 葵の園・沼南	医療法人社団 葵会	千葉県柏市箕輪532-1
介護老人保健施設 回生の里	医療法人社団 蛍水会	千葉県柏市名戸ヶ谷929-1
介護老人保健施設 蒼生の杜	医療法人社団 昌擁会	千葉県柏市逆井字定山437-28
介護老人保健施設 エスポワール市川	医療法人社団 寿光会	千葉県市川市高谷3-1-20
介護老人保健施設 葵の園・市川	医療法人社団 葵会	千葉県市川市大野町3-2128-1
市川市介護老人保健施設 ゆうゆう	市川市	千葉県市川市柏井町4-229-4
介護老人保健施設 ハートケア市川	医療法人社団 哺育会	千葉県市川市奉免町59-2
介護老人保健施設 サンシルバー市川	医療法人 静和会	千葉県市川市北方町4-1460
介護老人保健施設 シルバーケア鎌ヶ谷	医療法人社団 木下会	千葉県鎌ヶ谷市初富125-1
介護老人保健施設 船橋ケアセンター	医療法人 社団 東光会	千葉県船橋市高谷台5-741-6
介護老人保健施設 千葉徳洲苑	医療法人 沖縄徳洲会	千葉県船橋市大穴北7-354-1
介護老人保健施設 大穴さくら苑	医療法人社団 三松会	千葉県船橋市大穴北8-41-1
介護老人保健施設 梨香苑	松戸市	千葉県松戸市高塚新田123-13
介護老人保健施設 フェルマータ船橋	医療法人社団 紺整会	千葉県船橋市飯山満町 1-822
知的障害者更生施設 わかば園	社会福祉法人 松里福祉会	千葉県松戸市金ヶ作276-25
第2いぶきの広場（授産施設）	社会福祉法人 松の実会	千葉県松戸市東平賀651
まつぼっくり（知的障害者更生施設）	社会福祉法人まつど育成会	千葉県松戸市 六実1-64
小規模福祉作業所 だっくす	特定非営利活動法人だっくす	千葉県松戸市串崎新田213-4
生活介護事業 いぶきの広場	社会福祉法人 松の実会	千葉県松戸市五香5-10-4
喜楽家（生活介護施設）	社会福祉法人 彩会	千葉県松戸市馬橋2986
ワークジョイまつどセンター（就労継続施設）	財団法人松戸市生きがい福祉事業団	千葉県松戸市金ヶ作277-4
第二わかば園（知的障害者更生施設）	社会福祉法人 松里福祉会	千葉県松戸市五香5-10-1
ひびき園（知的障害者通所更生施設）	社会福祉法人 かたくり会	千葉県柏市 十余2193-1

地域活動支援センター柏市ひまわり園	柏市	千葉県柏市塚崎 1 3 7 4
あすか園（知的障害者通所授産施設）	社会福祉法人かたくり会	千葉県柏市高田 1 0 3 9-4
わかたけ社会センター（知的障害者通所授産施設）	社会福祉法人 高柳福祉会	千葉県柏市高柳 6 6 8-1
一ツ木園（知的障害者通所更生施設）	社会福祉法人かたくり会	千葉県柏市布施 1 1 0 3
タンポポ作業所（心身障害者小規模作業所）	自立生活センター サポート市川	千葉県市川市八幡 1-14-5-1
フォルテ行徳（心身障害者福祉作業所）	市川市	千葉県市川市 本行徳 1-5
福祉支援の家 ビーいちかわ	特定非営利活動法人 キルト・ビー	千葉県市川市須和田 1-7-2 1
大久保学園（知的障害者入所更生施設）	社会福祉法人 大久保学園	千葉県船橋市金堀町 4 9 9-1
かしわい苑（指定介護事業所）	社会福祉法人 一路会	千葉県市川市柏井町 3-6 3 7-1
ニチイケアセンター稔台（訪問介護事業所）	株式会社ニチイ学館松戸支店	千葉県松戸市稔台 2-1-1 7
ニチイケアセンター市川（訪問介護事業所）	株式会社ニチイ学館松戸支店	千葉県市川市市川 1-1 2-2 2
ニチイケアセンター新浦安（訪問介護事業所）	株式会社ニチイ学館松戸支店	千葉県浦安市入船 4-3-1
ニチイケアセンター浦安（訪問介護事業所）	株式会社ニチイ学館松戸支店	千葉県浦安市当代島 1-4-1
ニチイケアセンター鎌ヶ谷（訪問介護事業所）	株式会社ニチイ学館松戸支店	千葉県鎌ヶ谷市富岡 1-9-1 8
ニチイケアセンター新松戸（訪問介護事業所）	株式会社ニチイ学館松戸支店	千葉県松戸市新松戸 3-2 7 9-1
ニチイケアセンター北国分（訪問介護事業所）	株式会社ニチイ学館松戸支店	千葉県市川市堀之内 4-1 0-2 5
ニチイケアセンター妙典（訪問介護事業所）	株式会社ニチイ学館松戸支店	千葉県市川市妙典 4-7-1 2
ニチイケアセンター国府台（訪問介護事業所）	株式会社ニチイ学館松戸支店	千葉県市川市国府台 4-1-2 4
ニチイケアセンター松戸（訪問介護事業所）	株式会社ニチイ学館松戸支店	千葉県松戸市松戸 1 3 0 7-1

⑧ 介護実習の内容及び特徴

介護実習計画

千葉県立松戸向陽高等学校 福祉教養科

1 介護実習の目標

校内で学んだ社会福祉や介護の学習を基礎として、介護に必要な知識・技術を統合し、対象に応じた介護の実践能力と態度を養う。

2 学年毎の実習内容

【第1学年】

障害者施設及び老人施設（デイサービス）の現場を実際に見学し、業務の流れや介護活動の概要を学び、対象への接し方、関わり方等を習得する。

○目標

- ・ 講義・演習・校内実習で学んだ知識に基づいて介護サービス利用者との人間的な関わりを深め、利用者が求めている介護のニーズに関する理解力、判断力を養う。
- ・ 施設で生活する高齢者や障害を持つ人の暮らしと環境について理解する。
- ・ 利用者や施設職員との触れ合いを通して、介護場面でのコミュニケーションの成立の重要性と技術を学ぶ。
- ・ 利用者の生活ニーズに気づき、基本的な介護を体験し、介護の機能について理解する。
- ・ 施設職員の一般的な生活支援の概要を理解する。

○内容

- ・ 事前指導において、実習の意義・目的の理解し、施設の概要、実習諸記録の仕方、実習の日程、日課、施設までの経路、実習中にわきまなければならない礼儀や立場を認識し、人間的成長に向けての心構えを培う。
- ・ 事前訪問（オリエンテーション）において、実習担当者から施設の概要や利用者の状況、日課や年間行事、勤務体制、業務分掌等の説明を受け、利用者の生活環境や生活、職員の業務等を理解する。
- ・ 利用者の日常生活全般の観察から、利用者のニーズの個別性を理解するとともに、他職種との連携、会議やカンファレンス等の見学をする。
- ・ 施設内反省会において、実習目標への到達度、課題の発見等について、実習担当者から指導・助言を受ける。
- ・ 実習報告会等を実施し、すべての実習施設毎に体験を発表し合い、意見交換することで情報を共有し、次の実習へのステップとする。

【第2学年】

障害者施設及び老人保健施設の見学、訪問介護同行訪問実習及び特別養護老人ホームでの実習において、利用者との人間的ふれあいを通じて、そのニーズと介護の機能並びに介護職員の一般的役割について理解する。

○目標

- ・ 各実習施設の社会的役割を理解するとともに、その役割の違いについても把握する。
- ・ 施設及び事業所の業務の流れについて理解し、把握する。
- ・ 利用者の生活に触れ、その生活ニーズを知り、介護の必要性について考えることができるようにする。
- ・ 利用者とのコミュニケーションを持ちつつ、初歩的な介護技術を体験する。
- ・ 実習記録の取り方を学び、記録の意義について理解する。

○内容

- ・ 事前指導や施設オリエンテーションについては、1年次の介護実習と同様である。
- ・ 特別養護老人ホームでの実習においては、初めの1週間は介護施設実習への予備知識を得るものとする。
- ・ 2週目からは、指導者の指示を受けて基礎的介護実習を体験する。
- ・ 利用者の初歩的な日常生活の援助をしながら、そのニーズと介護のポイント並びに施設職員の一般的な役割を学ぶとともに、介護福祉施設で働くことの意義を学ぶ。
- ・ 介護技術の展開については、最初は指導者が行うことを観察し、続いて指導者とともに行うようにする。一人で行うことができるようになって、指導者からの点検は必ず受ける。
- ・ カンファレンスなどを通じて、自己の学習課題をつかむ。
- ・ 実習報告会を実施し、すべての実習施設毎に体験を発表し合い、意見交換することで情報を共有し、次の実習へのステップとする。

【第3学年】

訪問看護実習及び特別養護老人ホームでの2度の実習において、障害のレベルに応じて適正な介護技術を実践できる能力を養うとともに、介護過程を十分理解した上で、利用者のアセスメントから介護計画の立案までを行う。

○目標

- ・ 利用者の日常生活の援助を通して介護技術を高める。
- ・ 利用者のレベルに応じて求められる介護技術の展開について学ぶ。
- ・ 施設内で行われる行事やレクリエーションプログラムに参加し、集団生活の質を高める活動の意義について考える。
- ・ 看護・医療の関連で独自判断で行ってはならない仕事と、連携の方法等について学ぶ。
- ・ 介護計画の立案・展開を考え、その重要性を理解した上で、実際に介護計画を立案する。
- ・ 介護職員の業務内容・役割について理解する。

○内容

- ・ 障害レベルに応じて求められる介護に対する評価と適正な技術の用い方について学ぶ。
- ・ 他職種との連携の必要性を学び、積極的にカンファレンス等を見学し、介護ニーズに対応する技術水準のレベルアップを図る。
- ・ 十分なアセスメントを行い、介護計画立案を体験するとともに、他の利用者に対する配慮の必要性等を理解する。
- ・ 実習報告会を実施し、すべての実習施設毎に体験を発表し合い、意見交換することで情報を共有するとともに、プレゼンテーション能力を養う。

3 施設毎の実習生徒数

- ・ 2年次の訪問介護実習及び3年次の訪問看護実習を除く全ての実習施設において、各学年とも1施設につき実習生徒数は原則2名とする（特別養護老人ホーム「清山荘」及び「ワールドナーシングホーム」においては5名まで実習生受け入れ可）。

4 介護実習の実施時期

- ・ 介護実習の総合計単位は、13単位（460時間）とする。
- ・ 介護実習は、360時間分を特別養護老人ホームでの集中実習とし、残りの時間は各施設での分散実習とする。

〔第1学年〕 7月～8月（5日間）

〔第2学年〕 7月～8月（8日間）、11月（15日間）

〔第3学年〕 7月～8月（1日間）、6月（15日間）、10月（15日間）